

第 1 2 回 南越前町農業委員会 総会議事録			
令和 7 年 3 月 2 5 日（火）午後 1 時 2 5 分から南越前町役場別館 2 階第 1 会議室において、第 1 2 回南越前町農業委員会総会を開催した。			
○議事 ＜審議事項＞ 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について ＜報告事項＞ 報告第 1 号 専決処分の承認について (農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）の決定について（2 月利用権）) 報告第 1 号 専決処分の承認について (農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）の決定について（3 月利用権）) その他 令和 7 年度南越前町農作業標準料金について 令和 6 年度南越前町水田賃借料情報について 令和 7 年農業委員会の目標設定について 農地法第 3 条第 2 項第 1 項の判断基準の改正について 令和 7 年度南越前町農業委員会総会の予定について			
出席委員 1 0 名		欠席委員 0 名	
委員番号	氏 名	委員番号	氏 名
1	加藤 幹雄	1	
2	今村 晃一	2	
3	山内 正美	3	
4	井上 典宣	4	
5	井上 昇	5	
6	堀井 武司	6	
7	石山 清孝	7	
8	井上 重治	8	
9	小不動勝史	9	
10	神戸 一喜	10	
事務局長	初一 剛		
書記	奥谷 恵美		

議事録署名委員

1 0 番 神戸 一喜

1 番 加藤 幹雄

【開会】 午後1時30分	
事務局長	それでは、ただ今から第12回南越前町農業委員会総会を開催いたします。 農業委員会等に関する法律第27号第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたしておりますことをご報告申し上げます。 開会にあたりまして、山内会長よりご挨拶をお願いいたします。
【会長あいさつ】	
山内会長 ※以下議長	あいさつ
【議事録署名委員の指名】	
事務局長	ありがとうございました。 本日の議事録署名委員でございますが、10番 神戸委員と1番 加藤委員にお願いいたします。 それでは、南越前町農業委員会会議規則によりまして、これ以降の議事進行を山内会長をお願いいたします。
【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について】	
議長	本日の総会に入ります。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。番号①から②を一括して議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、事務局よりご説明いたします。 今回農地法第3条の規定による許可申請ですが、2件ありますので、まとめてご説明させていただきます。 議案書は、1ページ番号①をご覧ください。 ゆずりわたしにん 譲渡人は堂宮にお住まいの●●さんで、ゆずりうけにん 譲受人は堂宮にお住まいの●●さんです。今回の申請地は堂宮●●、他2筆、現況が畑 面積合計269㎡です。ゆずりうけ 譲受後の●●さんの経営面積は、21,620㎡でございます。 位置につきましては、別にお配りしている資料の1ページの黄色の枠で囲ってある箇所が申請地でございます。次に、資料2ページは現地確認の様子です。 当該農地は、3筆の内、堂宮●●は令和3年6月1日から令和10年3月31日まで●●さんとの利用権設定がされておりましたが、●●さんより高齢による維持管理が出来ないため、●●さんとの利用権設定は合意解約し、●●さんが所有する周辺の農地と一緒に●●さんに譲渡したいというものです。 農地法第3条を許可する上での要件ですが、申請書に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否かにつきましては、資料3ページをご覧ください。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 次に議案書に戻っていただき、1ページ番号②をご覧ください。 ゆずりわたしにん 譲渡人は牧谷にお住まいの●●さんで、ゆずりうけにん 譲受人は合波にお住まいの●●さんです。申請地は合波●●の田 面積2,719㎡です。ゆずりうけ 譲受後の●●さんの経営面積は、105,104㎡でございます。 位置につきましては、別にお配りしている資料の4ページの黄色の枠で囲ってある箇所が申請地でございます。資料5ページは現地確認の様子です。

	次に、農地法第3条を許可する上での要件ですが、申請書に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否かにつきましては、資料6ページをご覧ください。譲受人は認定農業者の方ですし、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で、説明を終わります。
議長	ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を井上典宣委員さん、お願いします。
井上典宣委員	はい、報告いたします。 3月19日に井上昇委員、事務局長、事務局、私の4人で現地確認を行ってまいりました。番号①についてですが、場所は、堂宮区民センターの20m北側にある、3筆の畑です。譲受人の●●さんは会社員ではありますが、両親と一緒に農業に従事されておりますので、許可する上で問題ないと判断いたします。 次に、番号②についてですが、譲受人は以前からこの農地で耕作しているとのことですし、農業委員ということもあり、農地の効率的な利用からも、許可する上で問題ないと判断いたします。以上です。 よろしく願いいたします。
議長	ありがとうございました。皆さんこの件に関し、何かご質問はございませんか。 (質問ありの場合) 他に質問はございませんか。 無いようでございますので、採決に移りたいと思いますが、 採決に入ります前に、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は自己、又は同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。 今回は番号②において、9番小不動委員が該当しておりますので、一つずつ採決を行いたいと思います。 まず初めに、議案第1号の番号①に対し、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第1号の番号①は決定いたします。 次に、番号②の採決に入りますので、小不動委員は一時、退室願います。 それでは、議案第1号の番号②に対し、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第1号の番号②は決定いたします。 それでは小不動委員に、席に戻っていただくよう、お願いします。
【報告第1号および報告第2号 専決処分の承認について】	
議長	次に、報告第1号および報告第2号の「専決処分の承認について」を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。

事務局	はい、ご説明いたします。 議案書は 2 ページ、資料は 7 ページをご覧ください。報告第 1 号についてご説明いたします。南越前町長から、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）の作成等に係る意見決定を求められており、会長による専決処分といたしましたので、その結果をご報告いたします。 資料の 8 ページをご覧ください。利用権設定する農地は合計 282 筆、446,345 m²で、貸し手の地権者は 122 名、借り手の耕作者は 52 名の方と中間管理機構が契約をするというものです。利用権設定日は令和 7 年 3 月 31 日です。契約期間は 10 年の方と 15 年の方がいらっしゃいます。これは、全農地を 10 年以上中間管理機構に預けると、当該農地の固定資産税が 3 年間 1/2 に軽減され、預ける期間を 15 年とした場合は、当該農地の固定資産税を 5 年間、1/2 に軽減されるというものがあるためです。資料の 9 ページから 16 ページにかけては、契約に関する詳細な情報になります。次に資料 17 ページには町に対する回答となっております。 続きまして、議案書は 3 ページ、資料は 18 ページをご覧ください。報告第 2 号についてご説明いたします。こちらも第 1 号同様に、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）の作成等に係る意見決定を求められており、会長による専決処分したものです。資料 19 ページをご覧ください。利用権設定する農地は合計 25 筆、37,671 m²で、貸し手の地権者は 11 名、借り手の耕作者は 11 名の方と中間管理機構が契約をするというものです。これは先ほどの第 1 号報告の利用権設定の際、申出書の提出が間に合わず、追加で手続きしたものでして、利用権設定日は令和 7 年 4 月 1 日です。資料の 20 ページは契約に関する詳細な情報になります。資料 21 ページには町に対する回答となっております。 以上で、説明を終わります。
議長	はい。ありがとうございます。この件について、発言のある方は挙手願います。 （質問、意見なし） 無いようでございますので、報告第 1 号および報告第 2 号は承認されました。
議長	貸付期間が 10 年と 15 年とあるのは何故か。申出書に既に 10 年と書かれていると思うが。
事務局	申出書には 10 年の期間で書かせていただいているが、窓口での手続きの際、期間については説明をさせていただく。例えば、今回の手続きで農地を全て機構に預ければ固定資産税の軽減になるような方であれば、軽減についても説明させていただいている。 機構に全農地を 10 年預ければ、預けた農地の固定資産税が 1/2 となり、15 年であれば 5 年間で 1/2 となります。
井上重治委員	10 年や 15 年とされても、認定農家も高齢化していて 15 年も継続して耕作が出来るか分からない。
事務局	所有者の方は農地中間管理機構に 10 年か 15 年預けます。耕作者の方は農地中間管理機構から借り受けますが、途中で耕作をリタイアされて違う耕作者が農地中間管理機構と再契約をされても、所有者と農地中間管理機構との契約には変更がないため引き続き固定資産税の軽減が受けられます。

加藤委員	固定資産税のことは貰った資料には書かれていなかったように思えるが。
事務局	周知が十分ではなかったので、案内の際には農地中間管理事業をPRするチラシを入れたいと思います。
議長	他に質問は無いようでございますので、報告第1号および報告第2号は承認されました。
【その他 令和7年度南越前町農作業標準料金について】	
議長	続きまして、その他に移ります。まず、令和7年度南越前町農作業標準料金について、事務局から説明をお願いします。
事務局	はい、資料22ページをご覧ください。先月2月18日に令和6年度農業用機械等利用標準料金設定協議会を開催いたしましたので、確定した金額の報告ということで確認ください。昨年の算出方法と同様に、県の農業会議の伸び率を今年度の価格に掛け100円未満は切り捨てて料金を決定させていただきました。 この標準料金は1区画おおむね30a程度の圃場整備がなされている10a当たりの料金ということで算定しており、南越前町は中山間地域で小区画の圃場が多いため作業がしにくいということで割増料金が設定されています。あくまでも目安として参考にさせていただいて、受委託者双方でよく話し合ったうえで料金を取り決めていただきたいと思います。 本日の報告を踏まえ、3月26日町ホームページに、広報誌は3月25日発行のものに掲載して周知いたしますので、よろしくお願いいたします。 説明は以上です。
議長	ありがとうございました。皆さんこの件に関し、何かご質問はございませんか。 (質問なし)
【その他 令和6年度南越前町水田賃借料情報について】	
議長	次に、令和6年度南越前町水田賃借料情報について事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは水田賃借料情報について説明いたします。資料23ページをご覧ください。農業委員会では農地法第52条の規定により、農地の賃借料情報を広く公表することになっております。 今回、令和6年3月から令和7年2月までに公告された農地の賃借料を集計したものでございます。南条地区の平均額は8,400円、最高額20,400円、最低額1,000円、データ数は121筆です。今庄地区の平均額は9,700円、最高額10,000円、最低額4,000円、データ数は216筆でした。河野地区のデータはこの期間は利用権設定がありませんでした。 集計については、使用貸借で設定された契約は含まれておりませんが、参考といたしまして、使用貸借のデータ数を記載してあります。南条地区は74筆、今庄地区は72筆、河野地区は0筆でございました。 水田賃借料情報につきましても、本日の報告を踏まえ、3月26日に町ホームページへ掲載して周知いたします。以上で、説明を終わります。
議長	何か質問がありましたらお願いします。 無いようでしたら、その他、事務局からの連絡事項がありましたらお願いします。

【その他 について】	
議長	続きまして、その他に移ります。 それでは、事務局の説明をお願いいたします。
事務局	はい。本日は、ありがとうございました。事務局からあと 3 点ございます。 まず 1 点目ですが、令和 7 年度農業委員会の目標についてです。資料 24 から 26 ページです。25 ページをご覧ください。 次に、2 点目ですが、資料 27 ページをご覧ください。国より農地法が令和 7 年 4 月 1 日施行で改正される予定です。農業委員の皆様に関係しますが、農地法第 3 条の許可する上での判断基準が改正されます。具体的には、「所有する農地に遊休農地と判断された農地を持つ人」や、「無断転用などの農地法違反をした人」には所有権移転などの権利取得は出来ません。というものです。 次に、3 点目ですが、令和 7 年度の農業委員会総会の日程（案）についてですが、資料 34 ページをご覧ください。 ご案内は以上です。
議長	ありがとうございました。これらのことについて、何か質問はございませんか。
井上昇委員	農地パトロールをしていて、地目は「田」や「畑」でも明らかに山林のところがある。これは何とかならないか。
事務局	農業委員の活動として「非農地判断」というものがあります。以前は集落単位で行っており農業委員会の判断で地目変更登記の有無にかかわらず農地台帳を整理することが出来るというものです。今年度は非農地判断も実施していきたいと思います。
井上昇委員	地域計画の縦覧期間があったが、何か意見はあったのか。
事務局	農業委員の方や農地最適化推進委員の方から「ここの言い回しを変えて欲しい」だとか「この人を耕作者としてあげて欲しい」といったご意見はあり、いただいたご意見を地域計画に反映させていただきましたが、計画そのものを大きく変更するようなご意見等はございませんでした。
議長	それでは、次回農業委員会の開催日について、事務局の説明をお願いします。
【次回農業委員会開催日について】	
事務局長	次回農業委員会の日程でございますが、令和 7 年度初めての開催を来月 5 月に予定しております。事務局案といたしましては、5 月 26 日（月）午後 1 時 30 分から ということをお願いしたいと思っております。場所につきましては、次回は、役場別館第 1 会議室で行いたいと思います。いかがでございましょうか。 （意見なし） それでは、次回は 5 月 26 日（月）午後 1 時 30 分から、この部屋、役場別館第 1 会議室で開催させていただきたいと思います。次回の開催通知、農地の現地調査の日程については、改めて通知をさせていただきます。 以上をもちまして、第 12 回南越前町農業委員会総会を終了いたします。

	閉会にあたりまして、小不動産会長職務代理者よりご挨拶をお願いします。
小不動産会長職務 代理者	本日はありがとうございました。 次回も元気にご参集いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
【閉会】 午後２時１５分	